

自走式草刈機の借り方手順について (令和7年度)



この事業はふるさと納税寄付金を活用しています。

①希望日に貸出しが可能かどうかの確認

貸出業者：株式会社ナカエ

※ 日曜日と月曜日は休業日です。営業時間は8:30～17:30です。
年末年始休暇、お盆休暇があります。

住 所 〒523-0022
近江八幡市馬淵町633番地1

TEL 0748-37-0348

FAX 0748-37-0373

メール info@kk-nakae.co.jp

※ 自走式草刈機の台数に限りがありますので、希望される日に予約ができない場合があります。



②「自走式草刈機借用申請書兼誓約書」及び「レンタル承諾書」を貸出業者に提出

※ 遅くとも借用する2営業日前までに提出してください。



③自走式草刈機を受取

※ ご希望の場所に貸出業者が配送しますので、使い方等の説明を受けてください。



④自走式草刈機の返却

※ 使用后、貸出業者が引き取りに来られます。

(その他注意事項)

- ・借用ができる団体は、自治会のほか、ボランティア団体等営利を目的としない団体(組織)であり、個人や企業、事業所への貸出は行っていません。
- ・1団体1回の使用につき1台のみの貸出になります。
- ・借用できる期間は原則1週間です(1回の使用につき)。

【担当課】

近江八幡市役所環境政策課

TEL 0748-36-5593 FAX 0748-36-5882

メール 010611@city.omihachiman.lg.jp

